

## 答申書

令和6年1月29日

由布市長 相馬 尊重 殿

新たな財源検討委員会  
委員長 大崎 美泉

### 由布市の新たな財源確保に係る対応について(答申)

令和5年10月16日以降、標記の件について当委員会において議論を重ねた結果、下記のとおり意見答申します。

#### (前提)

当委員会が平成31年に提出した「中間とりまとめ」以降、市において「入湯税(超過)」或いは「新税(宿泊税)導入」について研究され、今般、市(事務局)からの提案を受け、議論を重ねたところです。

#### (結果)

- ① コロナ禍を経て現下の観光事業者(とりわけ温泉宿泊事業者)がおかれている状況は非常に厳しい状況にあるため、現状で早期に対応できる「入湯税(超過)」はやむなしと判断します。
- ② 超過額については、過剰な負担とならないよう、現行制度(150円)を250円(100円増)が適当ではないかと判断します。
- ③ 使途については、既存の入湯税を含め関係者(利用者・特別徴収義務者)が納得できる利用となるよう、定例的な議論形成をしていくことが適当で、「(仮称)活用協議会」での意見を基に事業展開を求めます。
- ④ 「(仮称)活用協議会」の構成員については、多くの意見を反映できるよう配慮してください。

#### (補則)

- ① 一方、入湯税の課税対象とならない事業者についても増加傾向にあり、社会情勢・観光事業を取り巻く様々な環境への対策も必要となっている事を踏まえた対策を講じる必要があるという意見もあり、新税(宿泊税)の導入についても意見が多くありました。
- ② 新税導入については、使途や税率はもちろん関係者との調整に時間を要するため、市は概ね5年程度を目途に、新税(宿泊税等)の導入について準備の必要があると判断します。なお導入の際には、今回行う入湯税(超過)の内容を含めて調整(超過分の減額又は廃止)することが必要と判断します。
- ③ 新税(宿泊税)導入に向けて、入湯税超過課税と並行した議論形成を早急に開始すること